## 山梨県建築蓮港法施行条例新旧対照表

別表第六(第二十三条の九関係)						
~1 十代						
<u> </u>	居住環境向上用	十六万田				
一項第二号の規定に基づく居	途誘導地区内に					
住環境向上用途誘導地区内に	おける建築物の			<del></del> ,		
おける建築物の建蔽率に関す	建蔽率に関する					
る制限の適用除外に係る許可	制限の適用除外					
の申請に対する審査	に係る許可申請					
	<b>-                                      </b>					
<u> </u>	居住環境向上用	<u>十六万田</u>				-
三項ただし書の規定に基づく	途誘導地区内に					
居住環境向上用途誘導地区内	おける建築物の					
における建築物の高さに関す	高さに関する制					
る制限の適用除外に係る許可	限の適用除外に					
の申請に対する審査	係る許可申請手					
	<u> 教</u>					
<u>ニナ丸~ 大十三</u>						

\_